



お知らせ版

お知らせ

税に関するお知らせ

○外国人研修生に対する税の取扱いについて

租税条約を締結している国から入国された事業修習者等は、所得税や住民税が手続きにより免税になる場合もあります。

ただし、研修目的ではなく、勤労の対価と認められる場合には対象となりません。

◇所得税に関する問合せ

潮来税務署 法人課税第一部門

☎ 0299-66-6934

◇住民税(市県民税)に関する問合せ

税務課(麻生庁舎) 市民税グループ

☎ 0299-72-0811

○不動産取得税の減額について

住宅用土地を取得し、2年(平成11年4月1日から平成22年3月31日までに土地を取得した場合3年)以内に新築住宅を取得されたと、その土地にかかる不動産取得税が減額・還付される場合があります。

この減額は、申請により適用となりますので、土地の不動産取得税を既に納められた方で減額申請のお済みでない方は、早めに申請していただくようお願いいたします。(申請の効力は5年です)

このほか、中古住宅の取得につきましても、一定の要件のもとで、不動産取得税が軽減される場合があります。詳しくは下記までお問合せください。

問 茨城県行方県税事務所 課税第二課

☎ 0299-72-0773

🌐 <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeimu.htm>

○市県民税減額申告書の提出

平成19年度より国からの税源移譲が始まり、所得税と住民税の税率が変わりました。

住民税が一律10%になったためほとんどの方が増加しましたが、所得税を今までの4段階から6段階へと税率を細分化したこ

とにより、納税の額は基本的には変わりません。

しかし、平成19年分の確定申告で所得税が課税されなかった方は、住民税のみが増加するため既に納めていただいている平成19年度分から税源移譲により増加したぶんを還付いたします。

該当者には既に申告書を送付していますが、提出がないと還付になりません。また、税金が未納の方や申告期限後に申告をされ、所得税が課税になった方は、対象とはなりません。

◎次のような方はご注意ください

- ・平成19年中に行方市に引越しされてきた方(平成19年1月1日に住所があった市区町村に提出)
- ・平成18年中は勤めていたが、平成19年中は親族の扶養となっておりご自分では申告をされていない方

◎対象となる方

平成18年分は所得税が課税になり、平成19年分は所得税が課税にならない方で、以下の①と②の両方の条件を満たす方

- ①平成19年度 住民税の課税所得金額 > 所得税との人的控除額の差の合計額(申告分離課税分を除く)
- ②平成20年度 住民税の課税所得金額 ≤ 所得税との人的控除額の差の合計額(申告分離課税分を含む)

◎住民税と所得税の主な人的控除額の差

	住民税	所得税	控除額の差	備考
基礎控除	33万円	38万円	5万円	
配偶者控除	33万円	38万円	5万円	
扶養控除	33万円	38万円	5万円	
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円	16歳以上22歳以下
同居老人	45万円	58万円	13万円	70歳以上

※扶養が2人以上いる場合には、扶養人数×控除額の差

9月1日は「霞ヶ浦の日」です

私たちのかけがえのない財産、霞ヶ浦について考えてみませんか。

私たちが使った水は河川をとおり霞ヶ浦に流れ込みます。そして、霞ヶ浦から取水した水を浄化して、再び私たちの元に届きます。汚れのひどい食器はボロ布などで拭いてから洗う、アクリルタワシを使用して洗剤の量をできるだけ減らすなど、家庭で水を汚さない工夫に取り組んでみませんか。行方市でもこの日に、家庭排水浄化推進協議会と環境保全行方市民会議が共催で、市民の環境意識の高揚を図ることを目的に下記のとおり環境保全・水質浄化キャンペーンを実施します。

日時 9月1日(月) 午後4時～

場所 セイミヤ麻生店及び、玉造ベシアの店頭

内容 レジ袋削減運動：マイバッグキャンペーン(チャリティー)

花苗(宿根草)及び水質浄化キャンペーン啓発用品の無料配布

◎7月21日～9月1日は霞ヶ浦水質浄化強調月間です!!

環境ワンポイントアドバイス

アクリルタワシを使い、水質浄化を意識しよう。地球温暖化防止のため、買い物はマイバッグを持参し、ごみの減量化をしよう。環境保全行方市民会議は平成20年行方市民の「環境保全スローガン」でも推進しています。



問 環境課 ☎ 0291-35-2111 (北浦庁舎)

労働力調査のお知らせ(総務省統計局からのお願い)

平成20年10月から行方市玉造甲地区(一部)において、「労働力調査」が実施されます。

知事から委嘱された調査員が調査対象地区内の各世帯に名簿づくりのためにお伺いし、この名簿をもとに調査世帯を選ばせていただきます。

個人情報に他を漏らすことや目的外に使用することは固く禁じられており、調査にご協力をいただいた世帯に迷惑がかかることはありません。

ご協力をよろしくお願いいたします。

問 茨城県企画部統計課 人口労働担当

☎ 029-301-2649

無料相談会

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士が、無料相談に応じます

日時 9月7日(日) 午前9時30分～午後3時(受付 午後2時30分終了)

場所 水戸市民会館101・102・103号会議室 水戸市中央1丁目4番1号

問 茨城土地家屋調査士会 事務局 (水戸市大足町1078-1)

☎ 029-259-7400

振り込め詐欺多発警報!!

◇誰から頼まれましたか?

息子や、甥、孫を装うことが多いです。市の職員等を名乗ることもあります。(こちらから先に言わずに)名前や生年月日、勤務先等を聞いてみては?電話を切った後、本人かどうか確認を!



◇電話番号が変わった・・・風邪をひいて声が変わり・・・などと言われませんでしたか?数時間後に、あるいは後日に振り込みを請求してくる場合があります。

◇振り込みの理由はなんでしたか?

会社でミス、トラブル、借金の返済、事件・事故、他人に怪我をさせた示談金、和解金、保証人の肩代わり・・・様々です。

年金などの還付金があるのでショッピングセンターのATMに行って欲しいという口も増えています。振り込み等の手続きを急がせますが、まずは事実の確認を!!

◇振り込みに際して何か指示されましたか? 「学費」、「リフォーム代」などと指示されたり、「振り込み先は友達の口座だから・・・」などと頼まれたりしませんでしたか?

◇振り込んだ後に、不足や別理由などで、もう一度振り込むよう指示されていないですか? 犯人は、騙し取れるだけ取ろうと何回も振り込ませます。

冷静に対応しましょう!

事実かどうか確認しましょう!

家族や金融機関窓口、警察に相談しましょう!

夏の交通事故防止県民運動実施中!

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○自転車の安全利用の推進

○飲酒運転の根絶

これら3つの項目を重点として、夏休み期間中の児童・生徒等の交通事故防止や高齢者の交通事故防止等のため、関係機関・団体が連携して交通事故防止の徹底を図ることを目的としているものです。

みなさんも、夏の暑さや行楽による疲労から生じる注意散漫な運転をなくし、各種事故防止に努めて下さい。

「示そうね あなたとわたしの 交通マナー」

麻疹・風疹混合ワクチン(MR)の予防接種を受けましょう!

平成20年から5年間だけ中学1年・高校3年生の方もMRの予防接種が公費負担により受けられます。

平成20年度対象は

中学1年生

(平成7年4月2日～

平成8年4月1日生まれ)

高校3年生

(平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ)

※対象者にはすでに予診票をお送りしてあります。

まだMRの予防接種を受けていない方は、平成21年3月31日まで接種期間はありますが、早めの接種をお勧めします。

問 健康増進課(北浦保健センター)

☎ 0291-34-6200



しっかり休んで「リフレッシュ」!夏の連続休暇「ほっとWEEK」でココロとカラダをリセット

今年の夏は、年次有給休暇を活用した「ほっとWEEK」を取り入れて、夏休みをゆったりと楽しんでみませんか。

厚生労働省茨城労働局では、夏の連続休暇「ほっとWEEK」の普及を進めています。

